

【福祉部】

No.	用語	解説
*1	子ども・子育て支援新制度	<p>幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく制度。</p> <p>具体的には、従来の保育所や認定こども園に加えて、家庭的保育（保育ママ等）や小規模保育といった多様な保育にも財政支援を拡充することで、待機児童の解消に向けた取組み等を推進するとともに、一時預かりや放課後児童クラブ等の地域の子育て支援を充実していく。</p> <p>平成 27 年 4 月に本格施行。</p>
*2	大阪府子ども総合計画	<p><a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/kosodateshien/keikaku/">http://www.pref.osaka.lg.jp/kosodateshien/keikaku/</a></p>
*3	第三次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画	<p><a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/kateishien/plan2/dai3jikeikaku.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/kateishien/plan2/dai3jikeikaku.html</a></p>
*4	第二次大阪府社会的養護体制整備計画	<p><a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/kateishien/plan2/0330syakaitekikyougo2.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/kateishien/plan2/0330syakaitekikyougo2.html</a></p>
*5	子ども輝く未来基金	<p>子どもの貧困を放置することは、子どもたちの将来に重大な影響を与えるだけでなく、社会的損失を招くという基本認識のもと、行政のみならず、社会全体で取り組めるよう寄付の受け皿として平成 30 年 3 月に設置した基金。</p>
*6	新子育て支援交付金	<p>大阪府が策定した子ども総合計画の目標達成に資することを目的に、市町村が地域の実情に沿って取り組む事業を支援するための市町村への交付金。対象事業については、府から提示するモデルメニューの趣旨に適合する事業が対象の「優先配分枠」と、乳幼児医療費助成をはじめとした子育て支援施策が対象の「成果配分枠」からなる。</p>
*7	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	<p>保護者が労働等により、昼間家庭に居ない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館や小学校の余裕教室などを利用して、適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る事業。（放課後児童クラブとは放課後児童健全育成事業を実施する場所。）</p>

*8	大阪府社会的養育体制整備計画	<a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/kateishien/shingikai/syakaitekiyouiku3rd.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/kateishien/shingikai/syakaitekiyouiku3rd.html</a>
*9	はぐくみホーム	児童福祉法第6条の4第2項に規定されている養育里親の愛称。何らかの事情により家庭で生活できない子どもを児童相談所から委託され、自宅で一定期間受け入れて育ててくださる方。
*10	配偶者暴力相談支援センター	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のため、相談、カウンセリング、緊急時における安全確保、情報提供等を行う機関。
*11	障がい者計画	障害者基本法に基づき、長期的な視野から、障がい者施策全般に関する基本的な方向と達成すべき目標を示す総合的な計画。
*12	障がい福祉計画	障害者総合支援法に基づき、国の基本指針に即して、3年間の「成果目標」と「活動指標（障がい福祉サービス見込量等）」を示す計画。
*13	障がい児福祉計画	児童福祉法に基づき、国の基本指針に即して、3年間の「成果目標」と「活動指標（障がい児通所支援等見込量）」を示す計画。
*14	地域移行	障がい者の生活の場所が、単に施設・病院から地域に変わるということではなく、自らが選択した地域で生活するために、必要なサービスや資源を利用し、安心した地域生活を送ること。
*15	一般就労	障がい者の就労形態は、大きく一般就労と福祉的就労に分けられ、そのうちの一般就労は、労働関係法の適用を受けて企業や事業所で雇用されること。雇用就労ともいわれる。一方、福祉的就労とは、就労継続支援事業所などで働くこと。
*16	障がい者差別解消条例	障害者差別解消法の施行を受け、平成28年4月に施行。障害者差別解消法第14条に規定する相談・紛争の防止又は解決のための体制整備並びに同法第15条に規定する啓発活動の実施に関する必要な事項等を定めた大阪府の条例。 (参考) <a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/syougai-plan/sabekai_jorei.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/syougai-plan/sabekai_jorei.html</a>
*17	大阪府障がい者権利擁護センター	障害者虐待防止法第36条において、都道府県は障害者権利擁護センターとしての機能を果たすようにするものと規定されており、障害者虐待防止法の施行とともにセンター機能を開始。

*18	府立福祉情報コミュニケーションセンター	「府障がい者社会参加促進センター」、「府盲人福祉センター」及び「府谷町福祉センター」それぞれの施設において、身体障害者福祉法に基づく視聴覚障害者情報提供施設や母子父子寡婦福祉法に基づく母子・父子福祉センターとしての機能のほか、障害者総合支援法などに基づく様々な支援事業を実施していること等を踏まえて令和2年度早期にオープンする予定の施設。
*19	ハートフルオフィス推進事業	大阪府として知的・精神障がい者の非常勤雇用を拡充し、その業務経験を活かして一般企業等への就職につなげる目的で実施。主に知的障がい者を対象に、全庁から大量の発送準備や、シュレッダー、簡易なデータ入力などの軽易な事務作業を集約することにより、業務の安定的な確保や職場環境・支援体制の充実を図る、集中配置方式の「ハートフルオフィス」と、主に精神障がい者を対象に各所属に配置する所属配置型の2つの配置方式からなる。
*20	SST プログラム	Social Skills Training の略で、「社会生活技能訓練」や「生活技能訓練」などと呼ばれる認知行動療法の1つ。医療機関、障がい福祉サービス事業所、矯正施設、学校、職場等で、社会生活の上で様々な困難を抱える人たちの自己対処能力を高め、自立を支援するために実践されている。障害者職業センターでは、障がい者の就労準備力の向上、定期的な実践による就労継続等に効果があることが示されている。
*21	触法障がい者	大阪地方検察庁や大阪保護観察所等と連携の上、犯罪を行った者の中で、起訴猶予または有罪判決を受けたものの矯正施設に収容されなかった障がい者。
*22	難病	「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾患にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの。（実習対象：障害者雇用促進法における障がい者の範囲に含まれる難病患者）
*23	盲ろう者	視覚と聴覚に重複して重度の障がいのある方。盲ろう者とのコミュニケーション方法には、指点字、触手話等がある。府では、障害者総合支援法に基づき、盲ろう者とのコミュニケーション支援のため、必要な知識・技能を習得している盲ろう者通訳・介助者の養成や派遣事業を実施している。
*24	短期入所	介護する方の病気などによって短期間の入所が必要な方に入浴、排せつ、食事の介護等サービスを提供する事業。

*25	高次脳機能障がい	交通事故や病気等で、脳に損傷を負うことで、記憶や思考などの機能が著しく低下することにより、日常生活に大きな支障をきたす障がい。
*26	強度行動障がい	直接的他害（噛み付き、頭突き等）や、間接的 he害（睡眠の乱れ、同一性の保持等）、自傷行為等が通常考えられない頻度と形式で出現し、著しい処遇困難が持続している状態。
*27	大阪府高齢者計画	府内における高齢者保健福祉サービスや介護サービスをはじめ、その他の関連施策も包含した老人福祉計画及び介護保険事業支援計画の一体的な計画。 「みんなで支え地域で支える高齢社会」の実現に向けて、人権尊重の社会のもと、高齢者が自ら健康の保持増進に努めるとともに、個性と主体性を発揮し、社会の重要な一員として住み慣れた地域で自立した生活をおくれるように、地域社会全体で支援することを基本理念としている。
*28	介護予防	身体機能の改善や地域社会活動への参加などを通じて、心身ともに自律的な生活を維持し、又は、要介護状態等にあっても、その重度化をできる限り防ぐ、あるいは軽減を目指すことにより、一人ひとりの生涯にわたる生きがいのある生活・自己実現を目指すこと。
*29	地域ケア会議	個別のケースを検討しながら、高齢者の実態把握や課題解決のためのネットワークの構築や高齢者の自立支援に向けた介護支援専門員（ケアマネジャー）への支援、個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握等を目的とし、市町村、地域包括支援センター、介護支援専門員、介護サービス事業者、医療関係者、民生委員等から構成される会議。
*30	在宅医療・介護連携推進事業	在宅医療・介護連携の推進のために、市町村が、介護保険法の地域支援事業に規定された（ア）地域の医療・介護の資源の把握、（イ）在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討、（ウ）切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進、（エ）医療・介護関係者の情報共有の支援、（オ）在宅医療・介護連携に関する相談支援、（カ）医療・介護関係者の研修、（キ）地域住民への普及啓発、（ク）在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携、の8つの取組みを実施。実施可能な市町村は平成27年4月から取組みを開始し、平成30年4月には全ての市町村で全ての項目を実施。
*31	認知症サポーター キャラバン・メイト	認知症サポーターとは、認知症について正しい知識をもち、認知症の人や家族を応援し、だれもが暮らしやす

		<p>い地域をつかっていくボランティア。</p> <p>認知症サポーターになるには、各地域で実施している「認知症サポーター養成講座」を受講する必要があり、受講者にはサポーターの証としてオレンジリングが渡される。</p> <p>また、キャラバン・メイトとは、地域や職域における「認知症サポーター養成講座」の講師役。</p>
*32	大阪府地域福祉支援計画	<p>社会福祉法第 108 条の規定に基づく都道府県地域福祉支援計画として策定するもの。</p> <p>(参考 URL) <a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/chiikifukushi/keikaku2/index.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/chiikifukushi/keikaku2/index.html</a></p>
*33	成年後見制度	<p>認知症、知的障がい害、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分ではない方について、その権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度。</p>
*34	地域連携ネットワーク	<p>「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期の段階からの相談・対応体制の整備」、「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」という3つの役割を念頭に、保健・医療・福祉・司法により構築されたネットワーク。</p>
*35	行政の福祉化	<p>府政のあらゆる分野において、福祉の視点から総点検し、施策の創意工夫や改善を通じて「障がい者」や「ひとり親家庭の父母」などの雇用・就労機会を創出し自立を支援する府独自の取組み。</p>
*36	DWAT	<p>Disaster Welfare Assistance Team の略で、長期避難者の生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害防止のため、一般避難所で災害時要配慮者（高齢者や障がい者、子ども等）に対する福祉支援を行う福祉専門職のチーム</p>